



鹿田の庄地域交流センター 利用規約

1・使用目的

「鹿田の庄地域交流センター」（以下当施設）は広く地域住民の福祉の増進、また生活文化の向上等、公共性のある活動のための利用を目的とします。

2・使用時間

当施設を利用できる時間及び利用区分は次のとおりです。

- 平日、土日、祝日とも原則として、9時から20時まで。
- 使用時間は、1時間単位とします。
- 使用時間は準備、仕込み、後片付けなど、全ての時間を含んでいます。

3・使用の申し込み

- 申し込みは「**地域交流センター使用申込書**」に必要事項を記入の上事務所へ提出して下さい。使用可能な場合は「**使用承認書**」を発行いたしますので当日ご持参下さい。
 - ① 申し込み用紙は鹿田の庄事務所に用意しています。
 - ② 所定用紙による、FAXでの申し込みも可能です。
 - ③ 電話による仮予約は受付けておりません。
- 以下のような使用目的によってはご使用をお断りする場合があります
 - ① 営利のための使用
 - ② 個人のための集会使用
 - ③ 興行等催しの物のための使用
 - ④ その他施設使用にふさわしくない目的の使用

4・申し込み受付期間

- 使用申し込み期間は、原則として使用する2ヶ月前から1週間前です。

5・使用料について

- 施設使用料は無料ですが、維持管理費を1時間単位で徴収させていただきます。

維持管理費（1時間当り）	200円
--------------	------

※但し公務等広く公の為の使用は免除とします。

- お支払は施設利用前に事務所にてお願い致します。

6・使用前の手続き

- 音響設備・カラオケ等の利用、また、その他設備の持込を予定している場合は、事前にご相談下さい。

7・損害賠償

- 使用者は施設もしくは備品などを損傷、滅失した場合には、損害の賠償をしていただく事があります。

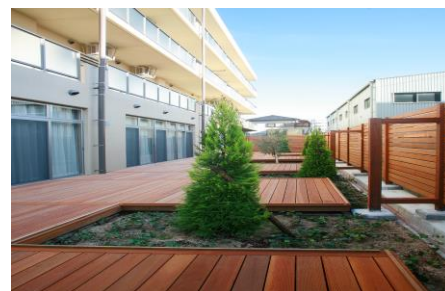
8・その他使用についての留意事項

- 予定人数を超えて使用しないで下さい。
- 使用目的以外に使用しないで下さい。
- 使用する権利を他の者に譲渡しないで下さい。
- 使用施設（地域交流センター・キッチン・トイレ・デッキ）以外の施設は使用しないで下さい。
- 設備・備品のお取り扱いには丁寧に行ってください。
- 使用した後は、清掃及び備品の整理整頓に努めること。
ゴミは各自でお持ち帰り下さい。
- 施設内では喫煙しないで下さい。
- 貼り紙・器物の取り付けをする場合には事前にご相談下さい。
- 災害時等に備え、避難経路を事前にご確認下さい。
- 屋外で騒音を発したり、他人及び周辺住民に対し迷惑行為をしないで下さい。

以上



(地域交流センター)



(テラス)

〒700-0921

岡山市北区東古松5丁目5-3

社会福祉法人みどり会

特別養護老人ホーム鹿田の庄

施設長 上平 智徳

TEL086-234-0333 FAX086-234-0335

地域交流センター使用申込書

令和 年 月 日

特別養護老人ホーム鹿田の庄
施設長 上平 智徳 殿

申し込み者

(団体の場合は団体名と代表者名)

住 所

お名前

電 話

特別養護老人ホーム鹿田の庄の「地域交流センター」を使用したいので
申込いたします。

【 使 用 内 容 】

- 1・使用予定日 : 令和 年 月 日 ()
時 分 ~ 時 分まで 時間 分
- 2・使用目的 :
- 3・使用責任者のお名前 :
連絡先 (電話)
- 4・使用人数 : 合計 人 (男 人・女 人)
- 5・その他 :